

2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月13日（金）

◎藤沢加代議員 一般質問（30分）

1. 投票率の向上に向けた取り組みについて
2. 学校給食について
 - ① 給食費の値上げについて
 - ② 食器の改善を求める
3. 「交通基本条例」の制定を求めて



藤沢加代議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

- 北橋市長（公共交通の課題）
- 行政委員会事務局長（投票率の向上）
- 教育長（学校給食の値上げ）（学校給食の食器を陶磁器へ変更してはどうか）

●藤沢加代議員の再質問（公共交通の課題—交通基本条例の制定）

- 建築都市局長の答弁
- 藤沢加代議員の質問
- 北橋市長の答弁
- 藤沢加代議員の質問（学校給食）
- 教育長の答弁
- 藤沢加代議員の質問

以上

2019年9月定例会 本会議質問と当局答弁

2019年9月13日（金）

◎藤沢加代議員 一般質問（30分）

私は日本共産党市議団を代表して一般質問をします。

1. 最初に、投票率の向上に向けた取り組みについて2点質問します。

本年年明けの市長選挙から4月の統一地方選、7月の第25回参議院選挙が行われましたが、全国と同様本市も投票率の低迷が続いています。1月27日の市長選挙の投票率は前回に続き過去最低を更新し33.48%、4月7日の県知事選挙は37.78%で、県の合計42.72%より4.94ポイント低く過去4番目に低い投票率でした。同日の県議会議員選挙は37.61%で過去4番目、7月21日の参議院選挙は40.93%で過去2番目の低さでした。2017年1月29日の市議会議員選挙は、過去最低の投票率39.20%で記録を更新しました。

2017年5月、本市選挙管理委員会は、学識経験者や大学生等から成る「投票環境の向上に関する検討会」を設けました。アンケート調査も実施し、12月に「具体的方策」をまとめ、次回の選挙から「実施可能なものから取り組んでまいりたい」と結んでいます。「検討会」のまとめにおいて、特に10代～30代の投票率は、全体を大きく下回ることから、「若年層の投票率の低下については見過ごせない重要な課題」としました。投票率向上に向けての取り組みとして、成人式会場や大学構内でイベントを企画するなど、特に若い世代を対象とした啓発活動を行うとともに、北九州市立大学や小倉駅前アイム6階、イオンモール八幡東等商業施設への臨時の期日前投票所の設置により、区役所や出張所以外の期日前投票の機会を拡大してきましたが、投票率の低下に歯止めがかかっていません。

本市の「具体的方策」の公表に先立って、同年3月総務省が公表した「取組事例集」には全国で投票環境の向上に向けた21例が紹介されています。商業施設への共通投票所の設置、病院、大学、高校、商業施設等への期日前投票所の設置、移動支援等です。本市の取り組みもこうした全国先進事例と軌を一にしたものですが、臨時期日前投票所の設置拡大に留まっています。

そこで、質問です。期日前投票の投票率が上昇傾向にあることから、さらに期日前投票所の設置の拡大のための工夫が必要です。全市共通の投票所については当面東西に1か所ずつの設置も考えられます。無料送迎バスの運行や投票設備を備えた車両の巡回等の移動支援も検討すべきです。答弁を求めます。①

第2に、投票所の設置数に関する改善です。投票に行きたくても行けないという高齢者や障がい者の利便性を図るため、投票所を増やすべきです。坂道を登らなければならない、遠いなどの市民の声に早急に答えるべきです。答弁を求めます。②

2. 次に、学校給食について2点質問します。

第1に給食費の値上げについてです。

本年10月の消費税10%増税を前に、本市教育委員会は学校給食費の値上げについて7月31日学校給食審議会に諮問しました。現行の学校給食費は小学校3,900円、中学校4,900円、特別支援学校中高等部4,600円です。改定額案は8月28日の審議会に提案されました。値上げ幅は、小学校が月額400円か500円、中学校は500円か600円、特別支援学校小学部400円か500円、中高等部は500円としています。保護者の負担増は賛成できません。現行に留めるべきです。

前回の値上げは2014年で、消費税が5%から8%に上がる時でした。今回の値上げ提案の理由は、当時と比較して小学校では副食材料費が15%上昇していること、8%増税の際に3%分を転嫁していないこと、児童生徒の栄養摂取基準が引き上げられていること、本年度から夏休みの短縮で給食実施日数が増加することなどから、「献立の多様性や質、さらには児童生徒の成長に必要な栄養価を維持していくことが困難な状況となってきたため」としています。子どもたちの人気メニューの変更や全校分一括調達、競争入札によって、食材調達費を抑制してきたとのことです。

前回の消費税8%への増税を契機に、実質家計消費は年25万円も落ち込み、労働者の実質賃金も年10万円も低下しています。本市の景気動向についても6月定例会においてわが党の代表質疑で問題にしたように、この経済状況下で負担増に耐えられるとは到底思えません。全国の自治体で、また福岡県内でも学校給食費への支援が広がっています。食材費は学校給食法において保護者負担とされているというのが本市教育委員会の主張です。給食費の補助制度を設けた自治体は、その補助の目的を、子育て支援、定住・転入の促進などの少子化対策、地産地消の観点からの地元産米への支援などに関連付け、多様な方法で実施しています。

そこで本市も他自治体の導入例を研究し、値上げ分について支援を検討するよう求め見解を伺います。③

第2に食器の改善を求め質問します。

本市学校給食に使われている食器はポリエチレンナフタレートを材質とするプラスチック樹脂製です。アルマイトに代わる食器として、学校給食民間委託モデル実施以来民間委託校に順次導入されてきましたが、市長のマニフェストに掲げられたことにより、2008年残りの全小学校102校に一斉導入されました。安全性も問題となるため本市保健環境研究所で溶出検査をした結果がホームページで公表されています。変色するため6年程度で更新が必要とされていますが、実際の更新は8年~10年で行われ、その費用は直近5年間で7,376万円となっています。当時の教育長は本会議答弁で「食育の観点も含め学校給食用として最適であると判断をして導入」したとされていますが、数年で一斉更新が必要な食器が最適と言えるでしょうか。

今世界は環境問題から、急速に「脱」プラスチックへと進んでいます。「SDGs未来都市」を標ぼうし、本年5月策定の新教育大綱にも「SDGsの視点を踏まえた教育の推進」を掲げた市長として、このままでいいのでしょうか。子どもたちの食の安全を守ることを第1に、

食育の推進とともに、子どもたちの周りからプラスチックを減らしていくことが必要ではありませんか。そこで、伝統的な陶磁器への変更を検討すべきです。答弁を求めます。④

3. 最後に、「交通基本条例」の制定を求め1点質問します。

小倉南区の主な公共交通はJR、モノレール、路線バス、おでかけ交通と多様ですが、面積は全市で最も広く、住宅街のほか、郊外に田園、山林地帯が広がっており、バス路線の廃止や減便が相次ぎ交通問題は深刻です。

JRは日豊本線と、城野駅を起点とする日田彦山線が通っています。日田彦山線24駅の内、城野駅を除き1日の乗車人員が886人と一番多いのが、北九州高専、常盤高校の生徒などが利用する小倉南区の志井公園駅です。現在は、一昨年の北部九州豪雨による被害で一部不通となったままです。

バスは、西鉄田川快速小倉線は中谷までの運行となり小倉都心部へは乗り換えが必要で、減便となりました。沿線住民からは、来年10月以降どうなるかの不安や、中谷で帰りの待ち時間が長いとの声が聞かれます。小倉南区役所や図書館へのアクセスの要望、バス停まで行けないという市民の声は根強くあります。路線が廃止となった、合馬、道原、平尾台を走るおでかけ交通も経営が厳しく、運行事業者が交替し、値上げや減便を繰り返してきました。モノレールとの結節も課題となったままです。こうした課題がなぜ進まないのでしょうか。

本市の交通政策は、2008年12月策定の「環境首都総合交通戦略」に基づいています。2020年を目標に「モビリティマネジメントの実施」すなわち公共交通の利用を促す市民への啓発、バス路線の機能強化やおでかけ交通の支援などを掲げています。2016年8月の改訂版には高齢者の公共交通への依存度が高いこと等が指摘されていますが、そこには市民の移動の権利を保障するという立場はありません。採算を優先する民間任せでは市民の足は守れません。そこで1点質問します。「環境首都総合交通戦略」に掲げられた具体的な政策課題に取り組むために「交通基本条例」を制定し、市がイニシアチブを発揮すべきです。答弁を求めます。⑤

藤沢加代議員への答弁 ※第二質問以降、議員の質問内容は基本的に要約しています。

■北橋市長

(公共交通の課題)

私からは、公共交通の課題にどう取り組むかというテーマであります。

本市では元気発信北九州プランに示す街づくりの目標を実現するために、都市交通分野の政策を取り組む基本計画として平成20年12月、北九州市環境首都総合交通戦略を策定いたしました。その後、地域公共交通に関する法律が改正されたことを受けて、コンパクトなまちづくりを目指す立地適正化計画と連携を図りつつ、平成28年8月に、総合交通戦略を改訂いたしました。

この戦略は、改正された法律に基づいて市が主体となって、交通事業者、市民と共同して取りまとめたものです。持続可能な公共交通ネットワークの再構築を図るため、幹線バス路線の高機能化や、お出かけ交通への支援強化などの、30の政策を掲げております。

これらの政策の重点的取り組みとして、BRTの導入を進めておりました、本年7月には小倉から黒崎間などの主要幹線において、2台の連接バスの運行を開始いたしました。引き続き再来年までに合計10台の運行を予定しております。幹線のバス輸送の効率化がさらに進むものと考えております。この主要幹線軸の強化によって、幹線に接続するフィーダー路線の充実を図っていきたいと考えております。現在、この実現に向けて、交通事業者との協議を進めております。

またバス路線が廃止となった地区や高台地区などの公共交通空白地域におきましては、地域を主体にタクシー事業者と市が協力して、お出かけ交通事業を実施しております。さらに最寄りのバス停や駅が遠い地域などにおきましては、タクシーの相乗り運行などの新たな取り組みをすすめるなど、公共交通空白地域の縮減に取り組んでいるところです。

総合交通戦略では、令和2年度までの計画目標を定めております。来年度、とりくみの検証を行います。それをもとに次期計画の目標政策に反映していくことにしております。

交通基本条例を制定してはという提案ではありますが、本市の交通政策につきましては、以上述べてまいりましたように、引き続き、法律に基づいて、市が主体的に策定をした環境首都公共交通戦略を着実に推進してまいりたいというのが、基本的な立場であります。

■行政委員会事務局長

(投票率の向上)

私からは、投票率の向上に向けたとりくみに関する3つのご質問について、順次お答えいたします。

投票率は、選挙の争点や有権者の関心、候補者の顔ぶれ、投票日当日の天候など、さまざまな要因によって影響されます。選挙管理委員会といたしましては、少しでも有権者の便宜に資するよう、商業施設への期日前投票所の設置や、出張所における期日前投票所の開設時間の延長など、投票環境の向上に努めているところでございます。

まず、全区対応型の期日前投票所を東西2カ所に設置してはどうかということですが、全区対応型の期日前投票所の検討にあたっては、交通の便が良く、市内全域から有権者が集まる場所に、長くそれぞれのスペースを確保できるかという課題がございます。また、商業施設に設置する場合には、事業者の協力、適正な選挙の執行に欠かせない二重投票防止のための専用回線の新たな敷設や、それに伴う経費などの問題もございます。

従いまして、全区対応型の期日前投票所を東西2カ所に設置することは難しいと考えております。

次に無料送迎バスの運行や、投票設備を備えた車両の巡回などの移動支援も検討すべきという点でございます。

ご指摘の通り、高齢や障害などにより、投票所まで行くことが困難な方がおられることは、選挙管理委員会としても認識しております。一方で送迎支援や巡回型の期日前投票所を導入することについては、公平性や公正性の観点からどういった方を対象とするか、巡回ルートや投票場所をどのように選定するか、などの課題がございます。

本市では移動支援に関する相談や問い合わせがあった場合、介護保険制度の訪問介護サ

ービスや、社会福祉協議会のシルバーひまわりサービスなどの、福祉有償運送の利用を案内しております。これらについては、市選挙管理委員会のホームページでも紹介しております。

今後も移動支援が必要な方に投票に行ってもらえるよう、利用可能なサービスをはじめ、期日前投票所の場所や、投票期間、時間などについて、広く周知に努めてまいります。最後に、投票所の増設についてでございます。

投票所の設置にあたっては、有権者数、地域の形状、投票所として適切な施設の有無など、さまざまな事情を考慮して決定しており、道路の新設や、宅地開発など、地域個別の状況変化に応じ、適宜投票区の増設、分割、再編に努めております。これまでも地元の要望を伺いながら、有権者の利便性の向上を図るため、必要に応じて投票所の増設を行ってまいりました。全国的に投票所の数が減少する中、本市では平成元年から13カ所増設し、現在240カ所の投票所を設置しております。

また、より行きやすく坂道がないなど適当な施設が投票区内にあれば、あるいは新設されれば、各区の選挙管理委員会において、個別に地元と協議しながら、常時投票所の見直しを行っております。

例として若松区の学術研究都市周辺地域の宅地開発に伴って、技術開発交流センターに設置した投票所や、小倉南区の貫弥生が丘地区の宅地開発に伴って、貫弥生が丘集い家に、それまでの投票区を分割して新設した投票所などがございます。

選挙管理委員会といたしましては、今後とも有権者の利便性が向上するよう、個別の案件ごとに丁寧に対応し、投票に行きやすい環境づくりに努めてまいります。

■教育長

(学校給食)

まず、他の自治体を研究して、支援を検討してはどうかということでございます。

学校給食にかかる経費は、学校給食法第11条において、学校の設置者と給食を受ける児童生徒の児童保護者がそれぞれ分担するように定められており、食材等にかかる部分については、保護者負担とされております。

他の自治体では子育て支援や人口対策等の観点から、学校給食費を無償化、あるいは一部補助しているところがあることは、承知しております。しかしながらこうした補助を行っている自治体の多くは、規模の小さな自治体でありまして、政令指定都市で行っているところはありません。

一方で過去に一部補助を行ってございましたが、財政負担が大きくなったことから、廃止した自治体もあります。

本市においては、保護者負担であります学校給食費は、平成30年度では、年間約34億円に上っております。しかしながら経済的に困窮している世帯の学校給食費は、就学援助や生活保護費として、公費で負担しておりまして、その割合は、全体の約2割程度となっております。

学校給食費の値上げ分を支援することについては、新たに大きな財政負担を伴うこととなることから、今後も保護者負担が基本と考えております。

なお、学校給食費の改定につきましては現在、学校給食審議会に諮問をし、ご審議いただいているところでございます。その中では子どもたちに良いものを食べさせたいので、改定額の高い方の案を採用すべきだとか、保護者の負担を考えれば安い方の案を採用すべきなど、さまざまなご意見をいただいているところでございます。

今後学校給食費の値上げの答申がなされて、もしも市として値上げを行うこととなった場合には、丁寧かつきめ細やかに説明などを行うことで、保護者の皆様の理解に努めていきたいと考えております。

続きまして、学校給食の食器を陶磁器へ変更してはどうかという点でございます。

本市の学校給食で採用しております食器であります、ペン食器は、ポリエチレンナフタレートを使用した合成樹脂製で、添加物を含まない、食品衛生法の基準を満たした、安全な食器でございます。以前使用しておりましたアルマイト食器から変更する際に、使いやすさや耐久性等について、総合的かつ十分に検討したうえで、食育の観点も踏まえまして、学校給食用としてペン食器が最適であると判断して、平成19年度にすべての小学校および特別支援学校で導入したものであります。このペン食器は、政令市でも多く導入されておまして、令和元年度現在、20政令市中、14政令市で導入されております。またペン食器を含むプラスチック系の食器は、19市で導入されております。

さらにペン食器は、更新の際に回収されて、セメントの材料等に再利用されるなど、環境に配慮をしたりサイクル可能な食器でございます。

ペン食器の導入当初は、メーカーの推奨年数であります、6年程度を根拠に更新を行ってききましたが、実際には6年では目だった変色などは起こっておらず、また、他都市の使用状況も調査したうえで、現在は8年から10年で更新をしております。

陶磁器食器との比較ですが、陶磁器食器については、ペン食器に比べまして重量が重くて、特に小学校の低学年の児童にとって運びにくいことや、また運搬や洗浄の際に食器同士が当たってふちがかけるなど、壊れやすく、われやすいこと、さらに高い破損率による維持費用の負担、そういったものが課題となっております。

以上のことから学校給食用として最適と考えるペン食器を、これからも引き続き利用してまいりたいと考えております。

●藤沢加代議員の再質問

(公共交通の課題—交通基本条例の制定)

ありがとうございました。交通の問題からお尋ねします。

交通基本条例を制定せよという要求をしたわけですがけれども、この交通基本条例は、国交省のホームページで紹介されている自治体はまだ、ごく少数ですがけれども、お隣の福岡市では交通政策基本法の制定に先立つ、2010年3月に条例がつくられています。ここはこの条例の名前が「公共交通空白地等及び移動制約者にかかる生活交通の確保に関する条例」とその条例名からして、非常にはっきりと立場が表れています。前文には、「公共交通空白地等、及び移動制約者にかかる生活交通を確保し、もって活力ある地域社会の再生に寄与す

るという決意のもと、この条例を制定する」とうたわれています。目的にも同様に「すべての市民に健康で文化的な最低限度の生活を営むために、必要な移動を保障し」と、市民の移動の保障が憲法25条の生存権の保障と同じだと示されております。そして第3条には、「市民の権利として、居住し、または活動する地域にかかる生活交通の確保に向けたとりくみに参画する権利を有する」とされております。

単なるサービスを受ける立場だけではなく、市民も積極的にこの政策に、市政に参画することが求められています。条例化は先の課題となりますので、すぐにとはなりません。でもこうした市民の移動の権利を保障する立場は、いつでも立てるのではないですか？すぐにも立てると思います。市長にその立場を表明していただければいいんですが、いかがでしょうか。再答弁をお願いします。

■建築都市局長の答弁

福岡市が制定した条例におきましては、生活交通を確保するために、内容として市民や交通事業者、市のそれぞれの役割を定めて、市は予算の範囲内で生活交通の確保のために支援を行うとしております。

北九州市でも同様に市民、事業者、市、この3者が共同して持続可能な交通体系を構築することを目的として、環境首都総合交通戦略を策定しております。

今後もこの戦略にもとづきまして、生活交通への支援などの交通施策を推進することとしておりまして、交通基本条例の制定までは考えておりません。ご理解ください。

●藤沢加代議員の質問

交通問題については、私の他、いろんな方がいろいろ言われております。

全市的な課題です。各区それぞれの特徴もあろうかと思いますが、先ほど市長はBRTをまず第一に掲げて言われました。確かにBRTの課題が大きなのところはございますでしょうが、小倉南区についてはBRTよりももっと他の問題、空白地域とか、お出かけ交通の問題とか、先ほど私が申し上げた通りです。そのためには、公共交通戦略、次改訂すると、それをすすめると市長言われましたけども、それをすすめるために、市民の移動の権利を保障することが必要なんだというふうに思うんですが、もう一度市長にお答え願います。

■北橋市長の答弁

ご意見として承っておきますが、どういう法令のスタイルをとるかは議論があるとしても、要は福岡市の条例が目指す、そして政策のパッケージをつくっていくと思いますが、本市のいろんな試みもですね、空白ができたり、公共交通がずいぶんと状況が、経営が苦しくなっているということも出ておりますので、それを何とかして、それを地域の実情に応じて市民参加のもとにそれを維持していきたいという思いで、同じ方向を向いて努力をしているわけでありまして。それをまずご理解をいただきたいと思っております。

●藤沢加代議員の質問

私もいろいろと小倉南区の交通の課題を考える中で、西鉄にお願いしているだけではだめだということに思いいたったわけです。これは指摘して、次に進みます。

(学校給食)

学校給食の問題です。莫大な予算がかかるということなのですが、食材費いま34億円、値上げすればさらに37億から38億かかりますので、だからこそですね、大きな自治体である北九州でどんな工夫ができるかということ、ぜひ考えていただきたいと思うんです。どうでしょうか。

■教育長の答弁

一つですね、財政的な問題というよりは、市としての話しなんですけれども、限られた財源ございます。その中で教育施策全体で、最優先ですることは何かということを考えて、優先順位をつけざるを得ないということは、申し上げたいと思います。

●藤沢加代議員の質問

ペン食器です。最終処分地まで追跡しなければならないような代物は、やめるべきだと申し上げて終わります。

以上